

幼児教育の無償化に関する F A Q (2019 年 2 月 18 日版)

この F A Q は、2019 年 2 月 18 日現在の状況における回答であり、今後の検討状況により、問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

また、今後いただくご質問を踏まえ、順次、増補させていく予定である。

(目次)

【1. 無償化の対象範囲】

- 1 - 1 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）は無償化の対象になりますか。
- 1 - 2 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定が必要ですか。
- 1 - 3 病児保育事業を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。
- 1 - 4 教育標準時間認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用する特別利用保育は、無償化の対象となりますか。
- 1 - 5 へき地保育所（特例保育を提供する事業所）を利用した場合には無償化の対象となりますか。
- 1 - 6 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。
- 1 - 7 国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部は無償化の対象になりますか。
- 1 - 8 企業主導型保育事業は無償化の対象になりますか。
- 1 - 9 幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は無償化の対象となるのですか。
- 1 - 10 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。
- 1 - 11 保育の必要性の認定の対象とはならない場合（例：専業主婦等）どのような施設の利用が無償化の対象になりますか。
- 1 - 12 保育の必要性のない子供が幼稚園や認定こども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、無償化の対象となるのですか。
- 1 - 13 例えば無償化の対象となる事業類型から子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のみを除外するなど、自治体において独自に対象となる事業類型の範囲を狭めることは可能ですか。
- 1 - 14 居住している自治体とは異なる自治体の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか。

- 1 - 1 5 居住している自治体とは異なる自治体の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も無償化の対象となりますか。
- 1 - 1 6 指導監督基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象にしていますが、安全の観点から問題ではないですか。
- 1 - 1 7 就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、無償化の対象となるか。
- 1 - 1 8 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、3歳になった日からですか。3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

【2．無償化の上限額】

- 2 - 1 保育の必要性があると認定され、認可保育所等を利用できていない方が、一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の上限額はいくらですか。
- 2 - 2 子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園と、新制度未移行の幼稚園では、無償化の上限額に違いはありますか。
- 2 - 3 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額（例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円）を他のサービスの無償化に利用することはできますか。
- 2 - 4 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額（例えば利用料が月額3万円の場合は、4,300円）は自己負担になりますか。
- 2 - 5 保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育を利用する場合、幼稚園の預かり保育の無償化の上限額はいくらですか。
- 2 - 6 幼稚園の預かり保育について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、無償化の給付は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。
- 2 - 7 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育の無償化の上限額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額（例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、 $3.7 - 1.7 = 2$ 万円）ですか。
- 2 - 8 保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育は無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。

【3．支払方法・算定等】

- 3 - 1 子ども・子育て支援新制度の対象となる施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。
- 3 - 2 子ども・子育て支援新制度の対象とならない新制度未移行の幼稚園を利用する方への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

- 3 - 3 認可外保育施設を利用する方への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。
- 3 - 4 就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。
- 3 - 5 公立幼稚園（1号）の預かり保育の利用料について、月額上限額に達するまで保育料とともに不徴収（現物給付）としてもよろしいですか。
- 3 - 6 保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか。食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。
- 3 - 7 認可外保育施設等の事業者が保育料に実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）を含めた額を保育料として一括して徴収している場合、保育料と実費部分を区分けさせることが必要ですか。また、入園料については、無償化の対象になりますか。
- 3 - 8 新制度未移行の幼稚園における入園料は無償化の対象になりますか。
- 3 - 9 新制度未移行の幼稚園における無償化対象額の算定方法・支給方法はどのようになるのですか。
- 3 - 10 居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合、保護者はどのように無償化の手続きを行うことになりますか。
- 3 - 11 DV等の事情により、やむを得ず住民票を移さずに他の市区町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や無償化の給付は、住民票のある市区町村ではなく、実際に居住している市区町村が担当するのでしょうか。
- 3 - 12 認可外保育施設等の利用者において、施設の届出が何らかの事由により遅れ、施設の届出が到達する前に無償化の申請が行われた場合、無償化の効力は遡及適用されますか。
- 3 - 13 居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように無償化の手続きを行うことになりますか。
- 3 - 14 幼児教育の無償化の実施後も、3歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。
- 3 - 15 無償化の対象者の確認や、食材料費の実費徴収化等に伴う所得確認事務において、個人番号（マイナンバー）を利用することができますか。
- 3 - 16 現行の保育料多子軽減の制度は今後も続きますか。例えば、第1子が保育所の5歳児クラス、第2子が1歳児クラスに在籍のような多子世帯の場合、第1子の保育料が無償となっても、第2子はこれまでと同様に減免されますか。
- 3 - 17 子ども・子育て支援新制度における2019年度の保育料の算定については、10月からの無償化の開始に先立ち、9月にも実施しなければならないのですか。
- 3 - 18 無償化により利用料が0円となった場合も、利用料の通知は必要ですか。
- 3 - 19 平成31年度における就園奨励費補助の実績確定はいつ頃までに行えばよいのでしょうか。

【4．幼稚園の預かり保育】

- 4 - 1 幼稚園の預かり保育を利用して無償化の対象となる場合の「保育の必要性の認定」の基準は、「2号」の基準と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。
- 4 - 2 幼稚園の預かり保育が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入園申込みを行い入園できなかったことが要件となるのですか。また、2号認定の取得が要件となるのですか。
- 4 - 3 幼稚園の預かり保育利用者について、幼児教育の無償化に当たって要件となる保育の必要性の認定は、短時間・標準時間で認定を分けることが必要ですか。
- 4 - 4 幼稚園の預かり保育利用者における「保育の必要性の認定」の事務は誰がどのように行うのですか。
- 4 - 5 幼稚園の預かり保育の基準の確認や指導監督は誰がどのようにして行うのですか。

【5．認可外保育施設】

- 5 - 1 児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は無償化の対象となりますか。
- 5 - 2 認可外保育施設は、届出がなされていれば、指導監督基準を満たしていなくても無償化の対象となりますか。
- 5 - 3 今回、無償化に伴って必要とされる認可外保育施設の届出は、これまで児童福祉法上必要とされてきた認可外保育施設の届出と同じものですか。無償化に伴い、新たな届出を別途出さなくてはならないのですか。
- 5 - 4 認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。
- 5 - 5 認可外保育施設が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。2号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも、2号認定と同等の認定が必要ですか。
- 5 - 6 認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても無償化の対象となるのですか。
- 5 - 7 住民税非課税世帯の0～2歳児の認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような要件が必要ですか。保留通知は必要となりますか。
- 5 - 8 認可外保育施設等を利用する場合の「保育の必要性の認定」の基準は、「2号」の基準と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。
- 5 - 9 無償化の申請手続きにおいて、例えばベビーシッターのみについては無償化に際して保留通知を求めるなどの運用は認められるのでしょうか。
- 5 - 10 認可外保育施設等の利用者について、幼児教育の無償化に当たって要件となる保育の必要性の認定は、短時間・標準時間で認定を分けることが必要ですか。
- 5 - 11 認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中においても質を担保する必要があるのではないですか。
- 5 - 12 ベビーシッターの無償化については、何の基準もないのですか。質を担保する必要があるのではないですか。

- 5 - 1 3 都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるような体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。
- 5 - 1 4 市町村が認可外保育施設等の情報を把握、確認するための方法はどのようになりますか。特に、県や市をまたがる場合の施設の情報をどのように把握、確認したらよいですか。

【6．企業主導型保育事業】

- 6 - 1 企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、当該認可外保育施設等は無償化の対象になりますか。
- 6 - 2 企業主導型保育事業について、2号認定（3歳から5歳までの子供）や3号認定（0歳から2歳までの子供）を受けていない子供が無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。
- 6 - 3 企業主導型保育事業の指導監督の状況について、市町村に情報提供されますか。
- 6 - 4 市町村は、住民が企業主導型保育事業を利用しているかどうかについて、どのように把握したらよいですか。

【7．一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

- 7 - 1 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業には、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着型といった類型がありますが、この全ての類型が無償化の対象となるのですか。
- 7 - 2 2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）は無償化の対象になりますか。
- 7 - 3 認可外保育施設は無償化の対象者は「保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者」とされていますが、認可保育所の空きスペース等を活用して実施される緊急一時預かり事業の利用料は無償化の対象になりますか。
- 7 - 4 子ども・子育て支援法に基づく病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）送迎対応という類型がありますが、この全ての類型が無償化の対象となるのですか。
- 7 - 5 ファミリー・サポート・センター事業の無償化の対象はどのようになりますか。
- 7 - 6 ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、サービスを提供する際、利用者が無償化の対象かどうかについて、その都度、判断する必要がありますか。また、無償化の対象となる場合、提供会員はどのような事務を新たに行う必要がありますか。
- 7 - 7 ファミリー・サポート・センター事業の届出や指導監督に関する制度について、無償化の対象となることで変更はありますか。
- 7 - 8 ファミリー・サポート・センター事業の「ひとり親家庭等への利用支援」の一環として、利用料の助成を行っている市町村で、無償化の対象となる利用者が当該助成を受けている場合、当該助成により減額された利用料が無償化の対象となるのですか。

【 8 . 就学前の障害児の発達支援】

- 8 - 1 就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。
- 8 - 2 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。
- 8 - 3 就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も対象となりますか。
- 8 - 4 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。
- 8 - 5 就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。
- 8 - 6 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

【 9 . 食材料費の取扱い】

- 9 - 1 食材料費を実費徴収化する趣旨は何でしょうか。
- 9 - 2 無償化の実施後、認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。
- 9 - 3 私立認可保育所における食材料費の実費徴収化に伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。
- 9 - 4 現行の補足給付事業は継続されますか。
- 9 - 5 食材料費について、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。
- 9 - 6 副食費の実費徴収額は施設によって所要額が違いますが、一律に 4,500 円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。
- 9 - 7 アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用も、運営基準における実費徴収が可能な範囲内と整理してよいのでしょうか。
- 9 - 8 児童の欠席や一定期間休園などの場合は、食材料費の徴収はどうすればよいですか。

【 10 . その他】

- 10 - 1 新制度未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。
- 10 - 2 電算システムの改修経費については、小規模な市町村に配慮しつつ適切に配分するとありますが、国の補助金はどのくらいになるのでしょうか。
- 10 - 3 今般の無償化の開始により、認可外保育施設や幼稚園に新たな事務負担が発生する見込みですが、施設に対する事務費等補助制度は創設されるのでしょうか。
- 10 - 4 現在、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金は課税の対象とされていますが、無償化の給付についても同様の扱いと考えてよいのでしょうか。
- 10 - 5 就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。

【 1 . 無償化の対象範囲】

1 - 1 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）は無償化の対象になりますか。

地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園と同様（ ）に、利用料が無償化の対象となります。

（ ）3歳から5歳までの子供の利用料が無償。

0歳から2歳までの子供の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。

1 - 2 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業、病児保育事業の利用が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定が必要ですか。

保育の必要性の認定が必要です。認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、無償でこれらのサービスを利用することができます。

（注）「認可保育所や認定こども園を利用している方」又は「認可保育所や認定こども園を利用できていない方」という場合の「認定こども園」は、保育標準時間又は保育短時間での利用を指す。以降の間でも同じ。

1 - 3 病児保育事業を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。

認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も病児保育事業を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、無償で病児保育事業を利用することができます。

1 - 4 教育標準時間認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用する特別利用保育は、無償化の対象となりますか。

教育標準時間認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用した場合には、現状の特別利用保育における利用者負担額（政令で定める上限額の範囲で市区町村が具体的な額を設定）の全額が無償化となります。

1 - 5 へき地保育所（特例保育を提供する事業所）を利用した場合には無償化の対象となりますか。

教育標準認定又は保育認定を受けた子供が特例保育を提供する事業所を利用した場合には、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園と同様（ ）に、利用料が無償化の対象となります。

（ ） 3歳から5歳までの子供の利用料が無償。

0歳から2歳までの子供の利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。

1 - 6 延長保育を利用した際に、その利用料は無償化の対象になりますか。

認可保育所や認定こども園を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。

1 - 7 国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部は無償化の対象になりますか。

今般の幼児教育の無償化については、幼稚園の費用を無償化することとされており、国立大学附属幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を利用した場合も、無償化の対象となります。

無償化の上限額は、国立大学附属幼稚園は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）に定められる標準額を踏まえて月額 0.87 万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額 0.04 万円、私立の特別支援学校幼稚部は月額 2.57 万円となる予定です（なお、公立の特別支援学校幼稚部では、現在、保育料が徴収されていません。）

これらの学校の利用についての無償化に係る手続きは、子ども・子育て支援新制度の対象とはならない私立幼稚園と同様、居住している自治体に行っていただくこととなります。

なお、国立大学附属幼稚園や国立大学附属特別支援学校幼稚部の利用料（入園料、保育料）に係る無償化で自治体が給付を行う分の費用は全額国が負担することとなります。

1 - 8 企業主導型保育事業は無償化の対象になりますか。

3 歳から 5 歳までの子供と、0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料が無償化の対象となります。

なお、企業主導型保育事業の無償化は、子ども・子育て拠出金（事業主拠出金）によって行われます。

（ ）標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成 30 年度における額は、0 歳：月額 37,100 円、1 歳・2 歳：月額 37,000 円、3 歳：月額 31,100 円、4 歳以上：月額 27,600 円となります。

1 - 9 幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は無償化の対象となるのですか。

保育の必要性のある子供が幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び幼稚園の預かり保育の利用料は無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には無償化の対象となります。

具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育に係る無償化上限額（月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円）から預かり保育に係る無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります（在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育の利用がない場合も含む。）。

1 - 10 保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても無償化の対象になりますか。

認可外保育施設等の無償化の対象は、保育の必要性があると認定された場合であっても「認可保育所や認定こども園を利用できていない者」とされており、無償化の対象とはなりません。

1 - 1 1 保育の必要性の認定の対象とはならない場合（例：専業主婦家庭等）どのような施設の利用が無償化の対象になりますか。

3歳から5歳までの子供について、幼稚園、認定こども園（教育標準時間相当分）は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。

このほか、就学前の障害児の発達支援も無償化の対象となります。

1 - 1 2 保育の必要性のない子供が幼稚園や認定こども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、無償化の対象となるのですか。

今般の幼児教育の無償化は、これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、幼児教育の質が制度的に担保された施設である幼稚園、認可保育所、認定こども園の費用を無償化するものです。一方、保育の必要性の認定を受けながらも認可保育所に入れないうえにやむを得ず認可外保育施設等を利用する待機児童がいる実態に鑑み、「保育の必要性」がある場合には、認可外保育施設等を利用する子供についても無償化の対象とすることとしました。

お尋ねのような施設については、地域の子供の受け皿として自治体や地域ごとに独自の特色を持ち発展してきたものであり、自治体が教育・保育の受け皿の整備状況や、地域のニーズの実態を踏まえて独自の支援を行っている事例もあると認識しています。

1 - 1 3 例えば無償化の対象となる事業類型から子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のみを除外するなど、自治体において独自に対象となる事業類型の範囲を狭めることは可能ですか。

今回の幼児教育の無償化は、全国一律の制度として実施するものであり、無償化の対象となる事業類型についても、地域間での公平性の観点から、独自に除外することはできません。

なお、地域によっては、そもそもファミリー・サポート・センター事業を実施していない場合も考えられますが、この場合に同事業の実施を求めるものではありません。

1 - 1 4 居住している自治体とは異なる自治体の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか。

保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している自治体とは異なる自治体の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）を上限として、無償化の対象となります。

1 - 1 5 居住している自治体とは異なる自治体の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も無償化の対象となりますか。

居住している自治体とは異なる自治体の新制度未移行の幼稚園を利用した場合についても、その利用料について、新制度における1号利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育についても月額1.13万円を上限に無償となります。

1 - 1 6 指導監督基準を満たさない認可外保育施設も無償化の対象にしていますが、安全の観点から問題ではないですか。

待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方に対する代替的な措置として認可外保育施設も幼児教育の無償化の対象としました。

原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとしています。

一方で、今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質を確保し、向上していくことが重要です。このため、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。具体的には、

- ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知
- ・ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充や指導監督の手法・ルールの明確化等による、現行の児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督の徹底等
- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可に移行するための運営費の補助等の支援
- ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設などの取組を行います。また、
- ・ 平成31年度からは認可外保育施設の指導監督の強化を目的とする地方財政措置が講じられる予定です。

また、市町村によっては、

- ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方、
- ・ 待機児童がおらず。現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域があります。

このため、5年間の経過措置期間中は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、市町村が特に必要と認める場合には、条例に定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる旨の特例を、子ども・子育て支援法の一部改正法案の附則に設けています。

1 - 17 就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、無償化の対象となりますか。

現行の施設型給付等や就園奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等についても、無償化の対象となります。

1 - 18 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は、3歳になった日からですか。3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。

今回の幼児教育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。

一方、幼稚園については、学校教育法上、満3歳（3歳になった日）から入園できることとされている、満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、3歳になった日から無償化の対象となります（認定こども園（1号）を含む）。

ただし、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象となります。

【 2 . 無償化の上限額】

2 - 1 保育の必要性があると認定され、認可保育所等を利用できていない方が、一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、無償化の上限額はいくらですか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、3歳から5歳までの子供については、認可保育所における月額保育料の全国平均額である月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供については月額4.2万円が無償化の上限額となります。

2 - 2 子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園と、新制度未移行の幼稚園では、無償化の上限額に違いはありますか。

子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園は、現状の1号利用者負担額の全額が無償化となります。

新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、新制度における1号利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。

2 - 3 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額（例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円）を他のサービスの無償化に利用することはできますか。

今般の幼児教育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個々人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。

このため、新制度未移行の幼稚園においては、「月額2.57万円分を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。

2 - 4 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額 2.57 万円より高い場合、その差額（例えば利用料が月額 3 万円の場合は、4,300 円）は自己負担になりますか。

新制度未移行の幼稚園の利用料が月額 2.57 万円より高い場合、その差額は自己負担になります。

2 - 5 保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育を利用する場合、幼稚園の預かり保育の無償化の上限額はいくらですか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額 3.7 万円）から、幼稚園保育料の無償化上限額（月額 2.57 万円）を差し引いた額（月額 1.13 万円）が預かり保育の無償化上限額となります。

なお、給付の適正性を図るため、無償化の支給額の算定については、実際の預かり保育の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限 1.13 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとしています。

（参考）ある月の支給額算定方法（例）

- ・ 預かり保育の利用料として園に支払った額の月内総額：A 円
- ・ 支給限度額：利用日数 × 日額単価（450 円）＝ B 円（上限：11,300 円）

A 円と B 円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給

2 - 6 幼稚園の預かり保育について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、無償化の給付は月額上限額 × 12 か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。

年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限 1.13 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みを想定しています。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。

2 - 7 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額 2.57 万円より低い場合でも、預かり保育の無償化の上限月額が 1.13 万円ですか、それとも 3.7 万円と利用料との差額（例えば月額 1.7 万円の幼稚園を利用している場合、 $3.7 - 1.7 = 2$ 万円）ですか。

幼稚園保育料（教育本体部分）と預かり保育料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額 1.13 万円が預かり保育の無償化上限額となります。

なお、給付の適正性を図るため、無償化の支給額の算定については、実際の預かり保育の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限 1.13 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みを想定しています。

（参考）ある月の支給額算定方法（例）

- ・ 預かり保育の利用料として園に支払った額の月内総額：A 円
 - ・ 支給限度額：利用日数 × 日額単価 = B 円（上限：11,300 円）
- A 円と B 円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給

2 - 8 保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で 3 歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育は無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。

年度途中で満 3 歳となり幼稚園に入園した子供が利用する預かり保育については、住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性が認められた場合、認可保育所の無償化との公平性の観点から、無償化の対象となります。

その場合の預かり保育の無償化の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 4.2 万円）から、幼稚園利用料の無償化上限額（月額 2.57 万円）を差し引いた額（月額 1.63 万円）となりますが、預かり保育については満 3 歳とその他の 3 歳から 5 歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満 3 歳についても 3 歳から 5 歳までの場合と同じ日額単価（450 円）で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。

【 3 . 支払方法・算定等】

3 - 1 子ども・子育て支援新制度の対象となる施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現物給付となります。そのため、利用者は利用料を支払う必要がなくなります。

3 - 2 子ども・子育て支援新制度の対象とならない新制度未移行の幼稚園を利用する方への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現行の就園奨励費の支給事務の方法は市区町村によって様々であるため、今回の無償化にあっても、現行の就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、居住地の市区町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できることとしています。

一方、現物給付は、償還払いに比べ、

- ・ 利用者は一時的な利用料の立替えが不要となり負担感が軽減される
- ・ 幼稚園は利用料徴収事務が、市町村は利用者への給付事務が不要となり事務負担が軽減される

というメリットがあります。国としても、例えば、資金交付を早めることで自治体や幼稚園の資金繰りを支援したり、算定モデルを示していきたいと考えています。

3 - 3 認可外保育施設を利用する方への無償化に係る費用の支払方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

認可外保育施設の利用者においては、複数の施設利用をする可能性もあることから、利用者の申請に基づき一括して清算することができる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可能としています。

3 - 4 就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。

現物給付となります。

3 - 5 公立幼稚園（1号）の預かり保育の利用料について、月額上限額に達するまで保育料とともに不徴収（現物給付）としてもよろしいですか。

公立幼稚園に限らず、幼稚園の預かり保育については、市町村と園が調整・相談の上、不徴収（現物給付）とすることも可能とします。ただし、預かり保育の無償化上限額を超える利用実績があった場合は、利用実績の確認後、当該利用者から差額分を徴収する必要があります。

3 - 6 保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか。食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。

保護者から実費として徴収している経費は、無償化の対象とはなりません。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供は、無償化が住民税非課税世帯に限定されることから、現行の取扱いを継続します。

3 - 7 認可外保育施設の事業者が保育料に実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）を含めた額を保育料として一括して徴収している場合、保育料と実費部分を区分けさせることが必要ですか。また、入園料については、無償化の対象になりますか。

認可外保育施設においても、保育料と食材料費などの実費（無償化対象外経費）を区分けしていただくことが必要です。

また、入園料についても、無償化の対象とはならず、保育料とは別に徴収していただく方向です。

3 - 8 新制度未移行の幼稚園における入園料は無償化の対象になりますか。

新制度未移行の幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、今般の無償化に当たっても、利用料の上限月額 2.57 万円の範囲内で無償化の対象に含まれます。

ただし、制服費や P T A 会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については無償化の対象とはなりません。

3 - 9 新制度未移行の幼稚園における無償化対象額の算定方法・支給方法はどのようになるのですか。

新制度未移行の幼稚園における無償化対象額の給付金の支給方法（支払回数を含む。）は、これまで通り、居住地の市区町村の裁量となります。

ただし、無償化対象額の算定に当たっては、新制度の幼稚園等と同様に月額で行って頂くこととなります。

具体的には、新制度未移行の私立幼稚園の場合、月額 2.57 万円を上限として、毎月の保育料が公費負担の対象となります。

3 - 1 0 居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合、利用者はどのように無償化の手続きを行うことになりますか。

居住している自治体とは別の自治体の幼稚園を利用している場合についても、新制度の幼稚園と同様、保護者の居住市区町村に無償化の申請を行うこととなります。そのため、それぞれの園が在籍園児の居住市区町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市区町村に提出していただくこととしています。

なお、この場合の居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況を把握したうえで、市町村間において調整のうえ、ご判断いただくこととなります（平成 30 年 3 月 30 日 子ども子育て支援新制度 自治体向け F A Q（第 16 版）No.67 参照）。

3 - 1 1 D V等の事情により、やむを得ず住民票を移さずに他の市区町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や無償化の給付は、住民票のある市区町村ではなく、実際に居住している市区町村が担当するのでしょうか。

現在の施設型給付においては、支給認定の申請は居住する市町村へ行うこととなっており、ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所、としています。認可外保育施設等の無償化についても同様としています。

3 - 1 2 認可外保育施設等の利用者において、施設の届出が何らかの事由により遅れ、施設の届出が到達する前に無償化の申請が行われた場合、無償化の効力は遡及適用されますか。

児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。このため、無償化の効力は遡及しない方向で検討しております。

他方、認可外保育施設等が届出をしないことにより利用者が不利益を被ることがないように、周知広報に努めてまいります。

なお、制度開始時に経過措置が必要かどうかについては、地方自治体の事務負担等も踏まえ、現在検討しています。

3 - 1 3 居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように無償化の手続きを行うことになりますか。

居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合であっても、居住している自治体に償還払いの手続きをしていただくことを想定しています。

3 - 1 4 幼児教育の無償化の実施後も、3歳から5歳までの子供の利用者負担額の階層判定は必要ですか。

3歳から5歳までの子供の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用においては、一般の幼児教育の無償化に伴い、保育料の算定にあたっては階層区分の判定は不要となりますが、副食費の免除等にあたって、所得情報の確認が必要であると考えています。

3 - 1 5 無償化の対象者の確認や、食材料費の実費徴収化等に伴う所得確認事務において、個人番号（マイナンバー）を利用することができますか。

マイナンバーを利用可能とする方向で検討（利用可能時期については調整中）しています。

3 - 1 6 現行の保育料多子軽減の制度は今後も続きますか。例えば、第1子が保育所の5歳児クラス、第2子が1歳児クラスに在籍のような多子世帯の場合、第1子の保育料が無償となっても、第2子はこれまでと同様に減免されますか。

現行の多子世帯の保育料負担軽減や、これに係る年収制限の設定について、今般の無償化に併せて変更する予定はありません。そのような例も含め、第2子以降の3号認定子どもは、これまでと同様に減免されます。

3 - 1 7 子ども・子育て支援新制度における2019年度の保育料の算定については、10月からの無償化の開始に先立ち、9月にも実施しなければならないのですか。

2019年度の保育料の算定・通知については、無償化の実施と合わせて10月の実施も必要となります。一方、例年、保育料の算定・通知については9月に実施していますが、2019年度については、自治体の判断によって、9月は実施しない（すなわち、10月の実施に一本化する）ことも可能とする予定です。

なお、保育料の算定・通知を9月、10月のどちらも実施する場合、通知については、9月の通知においてまとめて行うことも可能と考えています。

また、9月に算定・通知を実施しない（10月の実施に一本化する）場合は、2019年9月分の保育料について、何らかの方法で通知が必要となることに留意が必要です。

なお、2020年度以降については、現行通り、9月に行う方向で検討しています。

3 - 1 8 無償化により利用料が0円となった場合も、利用料の通知は必要ですか。

初めて支給認定を受ける場合や2歳児クラスから3歳児クラスに上がる時など、利用者負担額に変更が生じる場合には、利用者負担額が0円になる場合であっても、その旨の通知を行う必要があります。

一方、現行制度においても、利用者負担額に変更がない場合には、通知する必要はないことを踏まえ、3歳児クラスから4歳児クラスになる場合など、利用者負担額が0円のまま変更がない場合には、通知を行う必要はないと考えています。

3 - 1 9 2019年度における就園奨励費補助の実績確定はいつ頃までに行えばよいでしょうか。

補助対象期間は2019年4月から9月までとなりますが、同補助金に係る事務は2019会計年度に係る出納整理期間まで（遅くとも2020年4月10日まで）に行う必要があるものと考えています。

【 4 . 幼稚園の預かり保育】

4 - 1 幼稚園の預かり保育を利用して無償化の対象となる場合の「保育の必要性の認定」の基準は、「2号」の基準と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。

預かり保育については、認可保育所に入ることのできない場合の代替措置として今回無償化の対象となったことを踏まえると、2号認定を取得可能であるにもかかわらず幼稚園の預かり保育が無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。したがって、幼稚園の預かり保育を利用する場合の「保育の必要性の認定」の基準は、基本的に「2号」の基準と同等のものとする必要があります、自治体の判断でこの差を設けることはできません。

4 - 2 幼稚園の預かり保育が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入園申込みを行い入園できなかったことが要件となるのですか。また、2号認定の取得が要件となるのですか。

幼稚園の預かり保育の無償化のために必要となる保育の必要性の認定については、2号認定のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を子ども・子育て支援法上に設けることとしており、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象となります。

4 - 3 幼稚園の預かり保育利用者について、幼児教育の無償化に当たって要件となる保育の必要性の認定は、短時間・標準時間で分けて認定することが必要ですか。

無償化の要件として、短時間・標準時間を分けて認定する必要はありません。

4 - 4 幼稚園の預かり保育利用者における「保育の必要性の認定」の事務は誰がどのように行うのですか。

現在、子ども・子育て支援新制度の幼稚園で行われている1号認定の申請と同様に、保護者が「保育の必要性の認定」に係る申請を在籍園を経由するなどして在住市区町村に対して申請し、市区町村から認定通知書の交付を受けるといった事務を想定しています。

4 - 5 幼稚園の預かり保育の基準の確認や指導監督は誰がどのようにして行うのですか。

幼稚園の預かり保育（保育の必要性のある子供を受け入れているもの）については、今般の無償化に当たって、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合であっても、同事業と同様の基準を満たすことを求めることとしています。幼稚園の預かり保育は幼稚園教育要領に基づく教育活動であることを踏まえ、この基準については、幼稚園教育要領の解釈の一環として都道府県教育所管部局等に通知を発出する予定であり、公立園については設置者、私立園については都道府県教育所管部局が、通常の指導監督の過程において当該通知の基準を満たすよう各園に求めることとなります。

【 5 . 認可外保育施設】

5 - 1 児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は無償化の対象となりますか。

児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。

なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに届出義務の対象とする予定であり、同様に届出がなされることで、無償化の対象となります。

5 - 2 認可外保育施設は、届出がなされていれば、指導監督基準を満たしていなくても無償化の対象となりますか。

無償化の対象となる認可外保育施設は、届出がなされ、かつ、指導監督の基準を満たすことが必要ですが、待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在することを踏まえ、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする、5年間の猶予期間を設けることとしました。

一方で、市町村によっては、

- ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方、
- ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある

など、地域の実情は大きく異なります。

このため、5年間の経過措置期間中は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、市町村が特に必要と認める場合には、条例に定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる旨の特例を、子ども・子育て支援法の一部改正法案の附則に設けています。

5 - 3 今回、無償化に伴って必要とされる認可外保育施設の届出は、これまで児童福祉法上必要とされてきた認可外保育施設の届出と同じものですか。無償化に伴い、新たな届出を別途出さなくてはならないのですか。

無償化の対象となる要件である「届出」は、児童福祉法の規定に基づく都道府県等への届出を指します。

加えて、市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、認可外保育施設に関する情報を把握（確認）する必要があることから、市町村に対しても同様の届出を提出（申請）いただく方向で検討を進めています。その際、事業者の事務の簡素化の方策についても検討していきます。

5 - 4 認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。

無償化の対象となる認可外保育施設は、原則として指導監督基準を満たす必要があります。5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子供が存在することを踏まえ、あくまでも特例的に設けられたものです。このため、5年間の猶予期間のうちに指導監督基準を満たしていただくことが重要と考えております。仮に5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなります。

5 - 5 認可外保育施設が無償化の対象となるためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。2号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも、2号認定と同等の認定が必要ですか。

認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には2号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であると考えています。

ただし、保育の必要性はあるものの、待機児童が多い地域などで、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、要件は2号認定と同一の内容とすることを基本としつつ、利用調整の対象とはしない新たな認定（2号認定とは別の認定）でも可能としています。

5 - 6 認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても無償化の対象となるのですか。

月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで無償化の対象となります。

5 - 7 住民税非課税世帯の0～2歳児の認可外保育施設の利用が無償化の対象となるためには、どのような要件が必要ですか。保留通知は必要となりますか。

認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる住民税非課税世帯の0～2歳児については、基本的には3号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であると考えています。

ただし、保育の必要性はある一方で、待機児童が多い地域などで、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、住民税非課税世帯の0～2歳児については、要件は3号認定と同一の内容とすることを基本としつつ、利用調整の対象とはしない新たな認定（3号認定とは別の認定）でも可能としています。

5 - 8 認可外保育施設等を利用する場合の「保育の必要性の認定」の基準は、「2号」の基準と全く同一にする必要がありますか。自治体の判断で差を設けることは可能ですか。

認可外保育施設等については、認可保育所に入ることのできない場合の代替措置として今回無償化の対象となったことを踏まえると、2号認定を取得可能であるにもかかわらず認可外保育施設等の無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。したがって、認可外保育施設等を利用する場合の「保育の必要性の認定」の基準は、基本的に「2号」の基準と同等のものとする必要があります。自治体の判断でこの差を設けることはできません。

5 - 9 無償化の申請手続きにおいて、例えばベビーシッターのみについては無償化に際して保留通知を求めるなどの運用は認められるのでしょうか。

無償化の申請手続きの運用において自治体の裁量がどこまで認められるかについては、利用者に不当な不利益を生じさせないようにすることや、法制的な観点も含め、検討を進めているところです。

5 - 10 認可外保育施設等の利用者について、幼児教育の無償化に当たって要件となる保育の必要性の認定は、短時間・標準時間で分けて認定することが必要ですか。

無償化の要件として、短時間・標準時間を分けて認定する必要はありません。

5 - 11 認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中においても無償化の要件は何もないのですか。

5年間の経過措置期間はあるものの、認可外保育施設の質の担保は無償化に当たっての重要な課題と考えています。

認可外保育施設については、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則年1回以上の立入検査を行うよう求めています。5年間の経過措置期間に関わらず、指導監督基準に適合していない施設については、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図っていただくことが重要です。

今般の無償化を契機として、認可外保育施設の保育の質の確保・向上に向けて、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。引き続き、子供の保育環境の安全確保の観点から、現場を預かる皆様のご意見に十分配慮して、10月からの幼児教育無償化の円滑な施行に向けて検討を進めていきます。

5 - 1 2 ベビーシッターの無償化については、何の基準もないのですか。質を担保する必要があるのではないですか。

認可外のベビーシッターについても、認可外保育施設としての届出が義務づけられており、都道府県知事の指導の対象ではありますが、ベビーシッターの指導監督については、現状として立入調査を実施している自治体は必ずしも多くありません。今般の無償化に当たり、保育の質の確保をするため、新たにベビーシッター指導監督基準を創設します。

5 - 1 3 都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるような体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。

国としては、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。

5 - 1 4 市町村が認可外保育施設等の情報を把握、確認するための方法はどのようになりますか。特に、県や市をまたがる場合の施設の情報をどのように把握、確認したらよいですか。

児童福祉法において、都道府県知事は、認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を、市町村長に通知することとされており、これを徹底するよう促してまいります。また、圏域を超えた情報共有については、幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報について、利用者の選択に資する情報を直接閲覧できるよう情報公表システムを平成 31 年度中に構築することとしており、当該システムを活用して、都道府県と市町村の認可外保育施設の情報共有を行っていただきたいと考えています。

【 6 . 企業主導型保育事業】

6 - 1 企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、当該認可外保育施設等は無償化の対象になりますか。

企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者が、他の認可外保育施設等を利用した場合については、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。

6 - 2 企業主導型保育事業について、2号認定（3歳から5歳まで）や3号認定（0歳から2歳まで）を受けていない子供が無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。

2号認定や3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、地域枠で利用する場合も含め、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から2号認定または3号認定を受ける必要はありません。

6 - 3 企業主導型保育事業の指導監督の状況について、市町村に情報提供されますか。

公益財団法人児童育成協会（以下、協会）が実施する企業主導型保育施設への指導・監査の状況については、取りまとめの上、協会のホームページ上で公表しています。

また、自治体から照会があった場合や必要に応じて、協会から情報提供を行うこととしています。

6 - 4 市町村は、住民が企業主導型保育事業を利用しているかどうかについて、どのように把握したらよいですか。

無償化の対象となる子供（3歳から5歳までの子供及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供）については、企業主導型保育施設の利用にあたって、利用者から居住市町村に対し、利用報告書を提出することとし、居住市町村は、利用報告書をもとに、企業主導型保育施設の利用を確認できる仕組みを検討しています。

【7. 一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

7 - 1 子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業には、一般型、幼稚園型、余裕活用型、居宅訪問型、地域密着型といった類型がありますが、この全ての類型が無償化の対象となるのですか。

どの類型の事業を行っている事業所を利用した場合にも対象となります。

なお、対象者は、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、無償でこれらのサービスを利用することができます。

7 - 2 2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）は無償化の対象になりますか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として無償化の対象となります。

7 - 3 認可外保育施設の無償化の対象者は「保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者」とされていますが、認可保育所の空きスペース等を活用して実施される緊急一時預かり事業の利用料は無償化の対象になりますか。

緊急一時預かり事業については、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業の対象とされており、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）を上限として、無償化の対象となります。

7 - 4 子ども・子育て支援法に基づく病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）、送迎対応という類型がありますが、この全ての類型が無償化の対象となるのですか。

病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）を行っている事業所を利用した場合に対象となります（送迎対応は加算要件であり、単体で実施される事業ではありません。）。

また、送迎に要する費用として保護者から実費として徴収している経費は、無償化の対象とはなりません。

なお、対象者は、認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある方に限られており、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、無償でこれらのサービスを利用することができます。

7 - 5 ファミリー・サポート・センター事業の無償化の対象はどのようになりますか。

ファミリー・サポート・センター事業は、認可保育所に入ることができない方に対する代替的な措置として、無償化の対象とされたものであり、原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから無償化の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。

7 - 6 ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、サービスを提供する際、利用者が無償化の対象かどうかについて、その都度、判断する必要がありますか。また、無償化の対象となる場合、提供会員はどのような事務を新たに行う必要がありますか。

ファミリー・サポート・センター事業の提供会員は、当該事業の利用者が無償化の対象かどうかについて確認する必要はありません。(同事業のアドバイザーについても同様です。)

ただし、利用者が償還払いの申請を行う際に、利用内容や金額がわかる書類が必要となるため、提供会員については、領収証や活動報告書等に、これらを記載いただき、利用者に渡していただく必要があります。

7 - 7 今回の無償化に伴い、ファミリー・サポート・センター事業の届出や指導監督に関する制度の変更は予定されていますか。

ファミリー・サポート・センター事業については、現行においても社会福祉法上の規定により、第2種社会福祉事業として届け出ることとされており、これまで通り、当該規定に基づき、都道府県知事に届出が必要となります。また、指導監督については、同法第70条の規定により、都道府県知事が必要と認める事項の報告を求め、書類等进行检查し、事業経営の状況を調査することができるため、必要に応じ、当該調査が行われることとなります。

7 - 8 ファミリー・サポート・センター事業の「ひとり親家庭等への利用支援」の一環として、利用料の助成を行っている市町村で、無償化の対象となる利用者が当該助成を受けている場合、当該助成により減額された利用料が無償化の対象となるのですか。

そのような場合は、減額された利用料が無償化の対象となります。

【 8 . 就学前の障害児の発達支援】

8 - 1 就学前の障害児の発達支援の無償化について、どのような施設が対象となりますか。

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（ ）が無償化の対象となります。

また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

（ ）障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。

8 - 2 就学前の障害児の発達支援の無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。

障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）を無償化の対象とするものです。

8 - 3 就学前の障害児の発達支援の無償化について、措置による場合も無償化の対象となりますか。

措置による場合も無償化の対象となります。

8 - 4 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。

就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。

8 - 5 就学前の障害児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

両方とも無償化の対象となります。

8 - 6 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。

就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円））となります。

【 9 . 食材料費の取扱い】**9 - 1 食材料費を実費徴収化する趣旨は何でしょうか。**

食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に実費又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。

幼児教育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書（平成 30 年 5 月）において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、1号・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による実費徴収を基本とすることとしました。

なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。

9 - 2 無償化の実施後、私立認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。

私立認可保育所を利用する2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収しておりましたが、今後は、2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。

9 - 3 食材料費の実費徴収化に伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。

2号認定子どもの副食費を実費徴収化することに伴い、低所得世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、実費徴収を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等（ ）について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子（多子のカウント方法はこれまでと変わりません。）が免除の対象となります。

生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子

9 - 4 現行の補足給付事業は継続されますか。

現行の補足給付事業のうち1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ、廃止する方向で検討しています。

また、現行の事業のうち、1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。

さらに、未移行幼稚園の給食費（副食費）についても、新たに補足給付事業の対象となります。

9 - 5 食材料費について、未移行幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。

新制度未移行の幼稚園を利用する場合に実費徴収される食材料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の実費徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども・子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。

9 - 6 副食費の実費徴収額は施設によって所要額が違うと思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。

実費徴収ですので、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが基本になります。ただし、特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子どもについて、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう一定の配慮を行うことが必要であり、徴収額の考え方を整理してお示しする方向で検討しています。

9 - 7 アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用も、運営基準における実費徴収が可能な範囲内と整理してよいのでしょうか。

実費徴収の金額については、一人一人の子供について、摂取した食材料の種類や量に基づき額を計算するのではなく、施設全体としてかかった食材料費を利用児童数で除して計算することが適切と考えています。

なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に実費として負担を求めることはできません。

9 - 8 児童の欠席や一定期間休園などの場合は、食材料費の徴収はどうすればよいですか。

施設ごとに、あらかじめ利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能かどうかなどの運営実態に応じて、保護者の理解が得られる形で、減額等の対応をすることは妨げません。

【 10 . その他】

10 - 1 新制度未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設における、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げ防止についてはどのように対応するのですか。

今般の幼児教育の無償化は、幼児教育・保育における保護者負担の軽減を目的としていることから、質の向上を伴わない保育料の値上げが助長されることがあってはなりません。

国としては、広報等を通じて、事業者を含めた国民の皆様は無償化の趣旨を丁寧に説明したいと考えています。

(新制度未移行の幼稚園について)

近年の人材不足に伴う賃金の上昇や園児数の減少等を受け、私立幼稚園の保育料は上昇傾向が続いており、また今般消費税率の引上げに伴うコストの増加も予想される中、私立幼稚園の保育料の引上げ自体が一概に不適切なわけではないと考えられますが、国としては、関係団体や地方自治体等とも連携し、実態の調査及び把握についても検討してまいります。

(幼稚園の預かり保育について)

幼稚園の預かり保育については、利用者の中には無償化対象とならない方も多く含まれているため、園側として無償化に伴う値上げは実施しづらいと考えられますが、その上で、不当な値上げの防止に万全を期すため、無償化対象者とそれ以外で預かり保育料の設定に差をつけるのは不適切であること等を周知・指導する、市区町村に提出する事業実施状況の届出において預かり保育の利用料を記載し、利用料変更時には理由を含めて提出を求めることなどを検討しています。

なお、保育料の変更に当たっては、変更事由とともに園則の変更届出が必要であり、都道府県担当者においても変更事由について確認して頂くことが重要と考えております。

(認可外保育施設について)

認可外保育施設の設置者は、利用者との契約時に、支払うべき額に関する事項も含めた契約書面を交付することとされており、利用料の値上げに際しては、その理由・

内訳に関して、施設から保護者に対してきちんと説明が行われるべきと考えております。年度内目途に児童福祉法施行規則を改正し、認可外保育施設の設置者は、サービス内容や利用料を変更した場合には、変更の内容及びその理由を掲示することとします。

未定稿・自治体担当者用

10 - 2 電算システムの改修経費については、小規模な市町村に配慮しつつ適切に配分するとありますが、国の補助金はどのくらいになるのでしょうか。

システム改修経費については、平成30年度予算（192億円）及び平成31年度予算（62億円）を活用して対応することとしています。配分については、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努めます。

10 - 3 今般の無償化の開始により、認可外保育施設や幼稚園に関する新たな事務負担が発生する見込みですが、事務費等補助制度は創設されるのでしょうか。

幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（平成31年度）及び2年目（平成32年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置することとしています。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～平成35年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずることとしています。

10 - 4 現在、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金は課税の対象とされていますが、無償化の給付についても同様の扱いと考えてよいでしょうか。

未移行幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の無償化に係る給付は、現行の施設型給付と同様に、租税公課の対象とはなりません。

10 - 5 就学前の障害児の発達支援無償化においては、電算システムの改修経費や初年度に要する周知費用については、同様に補助が受けられるのでしょうか。

システム改修経費については、平成30年度補正予算（22.3億円）を活用して対応することとしています。配分については、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努めます。

また、初年度（平成31年度）に要する周知費用について、全額国費による負担として措置することとしています。